

## 鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市新産業創出支援事業に係る補助金の交付の手續について、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、鹿児島市新産業創出研究会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条に定める部会の参加者（以下「部会員」という。）で、本市に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助金の交付対象者としな

(1) 暴力団及び暴力団員

(2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して

(7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(8) 過去に本要綱に規定する同一の補助事業に対し、3度の補助金の交付を受けた法人等

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新製品・サービス創出事業

(2) ヘルスケアサービス実証事業

(補助金の交付対象者の決定)

第4条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助金の支援区分ごとに別途市長が定める方法により応募しなければならない。

2 補助金の交付対象者は、第2条に定める者で、納期の到来している市税及び市債権について滞納がない者のうちから、設置要綱第1条に定める研究会が候補者を選定し、市長が決定

する。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付の対象経費は、第3条に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の補助率、交付対象期間、交付回数及び限度額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で市長が定める。ただし、他の制度により支援を受けている経費については、対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる補助事業の補助率は、交付対象経費の総額の3分の2以内とする。

(1) 大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人又は国立研究開発法人のいずれかと連携した取組

(2) 他の部会員と連携した取組

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとし、補助金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第7条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

4 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第4項に規定する条件は、補助金の交付の確定日において本市に本社又は主たる事務所を設置していることとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

(関係書類の保存)

第10条 補助金の交付対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助期間終了後の事業実施)

第11条 新製品・サービス創出事業の補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間にわたり、補助事業の実施状況について、書面で毎年1回市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要綱別表に規定する限度額（以下「限度額」という。）は、この要綱の施行の日以後に1年目の交付決定を受ける補助金の交付対象者について適用し、平成27年度に、1年目の交付決定を受けた補助金の交付対象者に対する限度額については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島市新産業創出支援事業補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付対象事業及び同要綱第5条に規定する補助金の交付対象経費並びに同要綱別表に規定する支

援区分、補助率、交付対象期間、交付回数及び限度額（以下「交付条件」という。）は、この要綱の施行の日以後に1年目の交付決定を受ける補助金の交付対象者について適用し、平成28年度に、1年目の交付決定を受けた補助金の交付対象者に対する交付条件については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

支援区分	補助率	交付対象期間	交付回数	限度額
新製品・サービス創出事業	交付対象経費の総額の2分の1以内	2か年度以内	同一の補助事業に対し、1年度につき1回限りとし、継続した2回を限度	1件当たり250万円（2か年度の合計）
ヘルスケアサービス実証事業	交付対象経費の総額の2分の1以内	1か年度	同一の補助事業に対し、1回を限度	1件当たり40万円